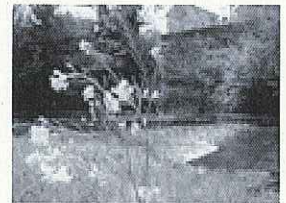


# 平成25年度河川水質調査結果報告

河川は、環境基本法第16条に基づき、人の健康の保護と生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準が定められています。そこで、村では年2回、谷太郎川、小鮎川、金翅川の3河川(5カ所)を定点として、基本的な水質項目の検査を実施しています。

今回の調査の結果は次のとおりですが、大腸菌群数の数値が多くなる理由は、河川の水量、鳥獣のふん尿、流域の生活雑排水などさまざまな影響が考えられます。今後も、引き続き水質分析結果の動向を注視していきます。



小鮎川(片原橋付近)

河川水質分析調査 検査日①平成25年9月25日、②平成26年1月29日

調査項目		調査地点					基準値 (目標値)
		谷太郎	小鮎川			金翅川	
		水の尻沢 橋(下流)	原下 地区	片原橋 (下流)	寺鐘橋 (下流)	御門橋 (上流)	
水素イオン (PH) 基本的な性質であるアルカリ性と酸性を表す。PH7が中性で、それより数値が大きいとアルカリ性、小さいと酸性になる。	①	7.8	8.0	8.0	7.9	7.9	6.5 以上 8.5 以下
	②	7.4	7.6	7.5	7.5	7.5	
生物化学的酸素要求量 (BOD) 水のきれいさを示す代表的数値。汚染物質(有機物質)が河川水の微生物によって分解されるときに消費する酸素量を表す。	①	1.5	2.1	1.7	1.6	3.2	2mg/ℓ 以下
	②	0.8	0.8	1.1	2.1	6.0	
浮遊物質 (SS) 粒径2mm未満の水に溶けない懸濁性物質の質量を表す。数値が高いほど濁っている。	①	<1	<1	<1	<1	1	25mg/ℓ 以下
	②	<1	<1	2	3	1	
溶存酸素量 (DO) 水に溶けている酸素量を表す。汚染源となる有機物が増えると分解するために酸素が消費され減少する。	①	9.8	9.0	8.8	9.8	9.0	7.5mg/ℓ 以上
	②	12	13	12	11	9.0	
大腸菌群数 (BGLB法) 大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌の数を表す。大腸菌群には、土壌や植物など自然界に由来する菌種も多く含まれ、そのほとんどが人体に影響はないが、水の汚濁、特に人畜の排泄物による汚れを知る尺度として用いられる。	①	3,300	11,000	17,000	13,000	3,300	1,000MPN/ 100mℓ 以下
	②	13	130	220	130	4,900	

※記号「<」は、定量下限値未満であることを表します。

※村内の谷太郎川、小鮎川、金翅川では、国によって環境基準が定められていないため、相模川中流(相模大橋付近)の水域類型Aを目標値としています。

問 税務住民課環境係 ☎ (288) 3849